

業務運営・財務運営の在り方について

社会福祉法人の財務規律のイメージ

公益性を担保する財務規律

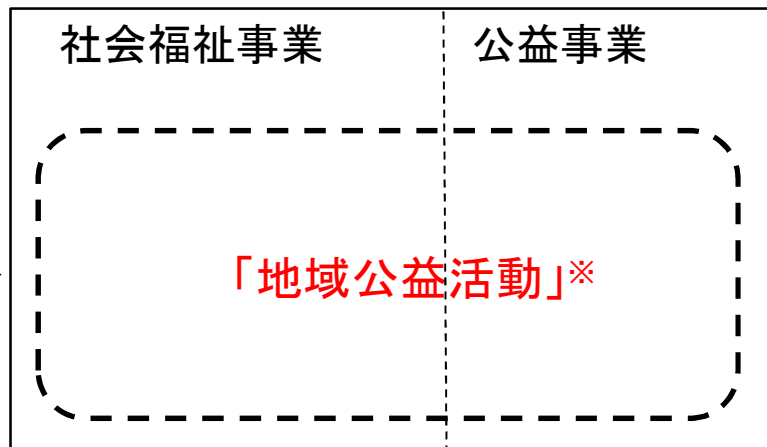
- ①適正かつ公正な支出管理
- ②余裕財産の明確化
- ③福祉サービス・地域公益活動への再投下

①適正かつ公正な支出管理

- ・役員報酬基準の設定
- ・関係者への特別の利益供与の禁止
- ・外部監査の活用

等

社会福祉法人の事業



利益

②余裕財産の明確化

いわゆる内部留保

控除対象財産

- ※ 事業の継続に必要な財産
- * 負債との重複部分については調整

運転資金

計画的再投下対象財産

- ※ 具体的な計画に基づく支出は積立金として区分経理

③福祉サービス・「地域公益活動」への再投下

再投下計画

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 「地域公益活動」の実施

△ 計画的再投下対象財産が生じた場合

※「地域公益活動」と社会福祉事業・公益事業との関係については更に検討。

社会福祉法人の余裕財産の明確化

- 社会福祉法人の①すべての財産（基本金及び国庫補助等特別積立金を除く。）を対象に、②事業継続に必要な財産（控除対象財産）と余裕財産を区分し、余裕財産を③再投下対象財産として位置づける。

$$\text{資産} - \text{負債} - \text{基本金} - \text{国庫補助等特別積立金} = \text{①}$$

② 控除対象財産：事業継続に必要な最低限の財産

① 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

（考え方）

- ・ 土地
- ・ 建物
- ・ 設備

※ 社会福祉法に基づく事業に活用している財産の特定は財産目録等により行う

* 基本金及び国庫補助等特別積立金との重複部分は調整

② 再生産に必要な財産

（考え方）

- ・ 建替、大規模修繕
- ・ 設備等の更新

※ 再生産に必要な財産については、補助金、融資の活用を考慮した算出基準を適用

③ 必要な運転資金

（考え方）

- ・ 事業未収金
- ・ 緊急の支払や当面の出入金のタイムラグ

③ 再投下対象財産

* 負債との重複部分については調整。

再投下計画の枠組み

1. 計画策定から実施までの流れ

○ 再投下計画の承認審査については、法人の自主的な判断に基づく福祉サービスの充実、地域の福祉ニーズに即した「地域公益活動」の実施を計画的に推進するという制度の趣旨に沿った運用とすることを所轄庁へ周知・徹底を図る。

社会福祉法人

初年度

- ①前年度末までに決算見込みに基づく再投下計画を策定
- ⑤計画的再投下対象財産(以下「再投下財産」という。)の投下開始

次年度以降

- ⑥実績に基づく再投下計画の更新
- ⑩再投下財産の投下継続
- ※新規事業・事業内容の変更については、新たに承認申請

所轄庁

③再投下計画の承認審査

⑧受理

②再投下計画承認申請

④承認

⑦届出※

⑨指導・監督

2. 計画内容

- 個別の再投下事業ごとに以下の内容を記載(固定資産の処分が必要な場合には、処分内容を含む)
 - ・事業の内容
 - ・実施期間(年次計画を含む)
 - ・計画全体に係る投下総額及び内訳
 - ・各年度の積立額及び支出額 等

再投下計画に盛り込む事項のイメージ

	計画名称	計画内容	計画実施期間		計画投下総額	算出内訳	計画 又は 実績	1年次目			2年次目					...	最終年次目				
			○年 ～ ○年	○年間				積立額	支出額	差引額	積立額	積立額累計	支出額	支出額累計	累計差引額	...	積立額	積立累計額	支出額	支出額累計	累計差引額
																...					
〇〇 事業							計画	①	②	① － ② ＝ A	③	A ＋ ③ ＝ B	④	② ＋ ④ ＝ C	B － C ＝ D	...					
							実績														
△△ 事業							計画														
							実績														
合計(計 画事業 ●件)	/	/	/	/	/	/	計画														
	/	/	/	/	/	/	実績														

「地域公益活動」について（論点（改訂））

※第5回部会でお示した論点（枠内）を、同部会での議論を踏まえて改訂したもの。

- 福祉ニーズの多様化・複雑化、多様な経営主体の参入といった状況の下、社会福祉法人の社会的使命の観点から、「地域公益活動」の定義や範囲について、どのように考えるべきか。
「地域公益活動」と社会福祉事業・公益事業の関係について、どのように整理すべきか。
 - 規制改革実施計画において、「すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動（生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など）の実施を義務づける。」とされているが、これを踏まえ、どのように制度化すべきか。
-
- 社会福祉法人が担う地域における公益的な活動には、直接費用の支出を伴わないものを含め、多様な取組みが想定される。すべての法人に対し、こうした取組みの実施を求めるべきではないか。
 - 他方、「余裕財産」の再投下の対象としての「地域公益活動」については、社会福祉法人の公益性に照らし、地域の福祉ニーズの充足に他の経営主体に率先して取り組むべきではないか（「地域公益活動」は、社会福祉事業又は公益事業に包摂される。）

「地域公益活動」について（論点（改訂））

○「地域公益活動」の実施に関し、地域のニーズを把握する仕組みをどのように構築すべきか。

- 地域の福祉ニーズについては、地域の利用者、福祉関係者、行政関係者等により構成される協議会や地域福祉計画の策定に係る議論の場において把握すべきではないか。

○再投下計画における、「地域公益活動」と福祉サービス（社会福祉事業・公益事業）の充実との関係、位置づけをどのように考えるべきか。

- 社会福祉事業等について、適正かつ公正な支出管理、適切な事業運営を確保するとともに、余剰財産については、社会福祉法人の公益性に照らし地域ニーズに基づく「地域公益活動」に優先的に投下すべきではないか。

○再投下計画に位置づけられた「地域公益活動」について、その定義や範囲に照らした内容の適正性の確保、その実行性の担保という観点から、行政の関与の在り方を含め、どのような仕組みが考えられるか。

- 「地域公益活動」については、把握した地域の福祉ニーズを基に、行政の関与の下、地域における適切な資源配分を考慮して、「再投下計画」に位置付けた上で、その実効性を担保すべきではないか。